

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
J F E システムズ株式会社
代表取締役社長 岩 橋 誠

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月22日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また当社は、インターネットでも議決権を行使することができます。この場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードにより、当社議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスされ、後記の参考書類をご検討のうえ、画面の案内にしたがって賛否をご投票くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
大手町サンケイプラザ 311号室～312号室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第23期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたってのその他決定事項

- (1) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 1. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.jfe-systems.com/>) において、修正後の事項を記載させていただきます。
 - 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。議決権をインターネットで行使される場合は、後記頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 企業集団の営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

【全般的概況】

当期のわが国経済は、企業収益が改善する中、需要の拡大により設備投資も増加傾向となるなど、回復基調で推移いたしました。

情報サービス業界におきましては、景気回復を受けて、金融業界を中心に情報サービスへの需要が上向いてくる一方で、競合状況は依然として厳しく、顧客に確実にメリットをもたらす提案力や他社にない独自の商品・サービスの確立が求められています。

このような状況の下、当社グループは平成17年4月に営業組織の大幅な見直しを行い、顧客業種ごとの営業体制への転換をはかりました。新たな体制の下、より顧客に密着した営業アプローチを強化した結果、組立型製造業大手企業への新規参入やプロセス製造業向けの商談拡大につなげることができました。

また、当社独自のソフトウェア商品の開発、導入に取り組んだ結果、商品情報統合データベース「Mercurius (メルクリウス)」が原材料品質保証のニーズから多くの食品業界企業に採用されるとともに、カナダ製の生産計画シミュレーションソフト「RapidResponse (ラピッドレスポンス)」の拡販に成功するなど、新たなプロダクトビジネスを立ち上げることができました。「Mercurius」は事業を通じて「食の安全」に貢献したことが認められ、経済産業省を中心とする複数省庁が主催する「平成17年度情報化月間情報化促進貢献システム表彰」を受けました。

JFEスチール株式会社向けでは、経営統合後の新基幹システム「J-Smile」の開発を完遂し、無事本番稼働させることができました。鉄鋼基幹システムを世界で初めて全面オープン系技術で開発したもので、大規模かつ複雑な仕様への対応に加え、経営の変化にも柔軟に対応できるよう拡張性にすぐれたシステムを実現しており、「大規模システム統合の成功事例」として広く注目を集めています。

また、同業他社との戦略的な提携にも重点的に取り組み、3月末にエプソンアヴァシス株式会社との資本および業務提携、日揮情報システム株式会社との業務提携を相次いでスタートさせました。今後両社とのアライアンス活動を推進することで営業基盤の拡大や技術・商品の補完・拡充につなげてまいります。

【事業部門別概況】

当期における当社グループの事業部門別の営業成績は以下のとおりであります。

<ビジネスアプリケーション・システム事業部門>

情報システム統合案件の完了に伴い、JFEスチール株式会社向けの売上が減少したものの、JFEスチールグループ企業向けの新システム構築案件の増加、製造流通業界向けの顧客の拡大、および金融業界向けの需要の回復などにより挽回をはかり、当事業部門の連結売上高は前期と同水準の27,702百万円となりました。

<プロダクトベース・ソリューション事業部門>

コンタクトセンターシステム事業における、有力顧客からの大型案件の受注、商品情報統合データベース「Mercurius」の食品業界への拡販などにより、当事業部門の連結売上高は前期比9.1%増の6,023百万円となりました。

以上の結果、当期の連結売上高は前期比1.0%増の33,725百万円となりました。プロダクトベース・ソリューション事業部門売上高の増加に加え、ビジネスアプリケーション・システム事業部門の利益率向上や販管費の削減により、連結営業利益は前期比34.8%増の1,070百万円、連結経常利益は前期比30.7%増の1,042百万円、連結当期純利益は前期比126.4%増の491百万円となりました。

当期の利益配当金につきましては、株主の皆様へに安定的な配当を実施するという方針のもと、前期と同様1株につき2,800円で株主総会にお諮りすることにさせていただきました。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当社の過去3年間の業績および財産の状況の推移

区分	第20期	第21期	第22期	第23期(当期)	
	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	
企業集団	売上高(千円)	35,664,653	36,425,227	33,392,163	33,725,526
	経常利益(千円)	1,886,057	1,357,094	797,512	1,042,610
	当期純利益(千円)	934,166	500,085	217,222	491,836
	1株当たり 当期純利益	11,895円66銭	6,368円8銭	2,766円10銭	6,263円4銭
	純資産(千円)	7,167,480	7,460,323	7,486,147	7,718,418
総資産(千円)	17,817,404	17,904,680	18,176,054	16,340,299	
当 社	売上高(千円)	30,344,460	31,189,030	29,021,792	29,490,707
	経常利益(千円)	1,687,044	1,046,606	561,145	903,692
	当期純利益(千円)	907,540	459,977	170,400	462,578
	1株当たり 当期純利益	11,556円60銭	5,857円34銭	2,169円87銭	5,890円46銭
	純資産(千円)	7,144,784	7,391,541	7,374,664	7,576,898
総資産(千円)	16,015,024	16,025,725	16,085,456	14,425,964	

(注) 当社における第20期の当社単体ベースでの当期純利益は第19期に比べ34百万円増加いたしました。主な理由は、金融業界向けの売上高の減少を、電子帳票システム事業や川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社)向けの日本鋼管株式会社とのシステム統合案件などの売上高の増加により補ったこと等によるものであります。

企業集団および当社における第21期の当期純利益が前期に比べ減少した主な理由は、全般的な価格低下傾向に加え、コンタクトセンターシステム事業の利益率の低下や一部収益性の低い案件があった等の要因により売上総利益率が低下したこと等によるものであります。

企業集団および当社における第22期の当期純利益が前期に比べ減少した主な理由は、金融及び製造流通業界向け売上の伸び悩みに伴う売上高の減少と、不採算案件の発生等により売上総利益率が低下したこと等によるものです。

企業集団および当社における第23期(当期)の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループの当期における主な設備投資は下記のとおりであります。

- a. 当社（本社部門）社内利用の調達システムの導入
- b. 当社（本社部門）販売目的ソフトウェア（新 FiBridge）の商品開発

(4) 企業集団の資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 企業集団が対処すべき課題

情報サービス業界をとりまく環境変化や現状認識をふまえ、中長期的な成長シナリオを描くべく、平成20年度（平成21年3月期）までの中期経営計画を策定いたしました。計画の達成に向け、商機、商材、人材の観点から、下記のテーマを重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

安定的顧客基盤の確立（アカウント顧客の拡大）

顧客とのさらなる関係強化をはかり、業務内容や課題をより深く理解し、開発から保守・運用まで受託業務範囲を拡大していくことで、サービスレベルの向上および継続的な受注の獲得につなげてまいります。

当社固有のコアソリューションの装備

収益力の高い自社商品の強化・拡販に注力するとともに、当社固有の技術をベースに新たな商品を開発し、高いシェアを持つ商品に育てていくことで、さらなる収益力の向上と新規顧客の開拓につなげてまいります。

開発要員体制の強化

情報化投資の活発化に備え、外注要員を含むより多くの開発メンバーの動員・マネジメントを行い、顧客のシステム開発プロジェクトの立上げ、推進にも迅速かつ柔軟に対応できるよう、開発要員体制の強化に取り組んでまいります。

また、これらの課題への取り組みを強化し、よりスピーディーな対応が行える体制に移行すべく、本年6月に執行役員制度を導入する予定です。併せて、取締役会のスリム化、ならびに意思決定および経営監視機能の強化をはかります。

2. 企業集団および当社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループはコンピュータ・システムの企画、設計、開発および運用保守を統合的に提供するシステムインテグレーションを主たる業務としております。主な取扱い業務は以下のとおりです。

事業分野	事業内容
ビジネスアプリケーション・システム事業	利用者の業務をコンピュータ化する業務システムの開発について、顧客のニーズ分析から開発、運用保守、機器調達までの統合的なサービスの提供を行っています。対象業務、対象業種に関する実践的な知識と先進的な開発技術を駆使して高品質のシステムを構築します。
プロダクトベース・ソリューション事業	企業間EC・EDIシステム、コンタクトセンターシステム、データベースアプリケーションシステム、電子帳票システムなどの分野で、自社開発および海外ベンダーとの提携により当社が独自に導入したソフトウェアプロダクトを適用したシステム構築を行います。また、ネットワーク技術を生かし、ネットワークインフラの構築やIT資産の統合的な運用サポートを行います。

(2) 企業集団の事業所等

当社の事業所等

本 社 東京都千代田区

事業所等 東京事業所 <丸の内> (東京都千代田区)・<神戸> (神戸市)、千葉事業所 (千葉市)、西日本事業所 (岡山県倉敷市)、中部事業所 (愛知県半田市)、豊田事業所 (愛知県豊田市)、幕張システムプラザ (千葉市)

子法人等の事業所

K I Tシステムズ株式会社 東京都台東区

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 338,050株

発行済株式の総数 78,530株

当期末株主数 2,641名

大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	所有株式数 (株)	持株比率 (%)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
J F E スチール株式会社	51,165	65.15		
J F E システムズ社員持株会	4,584	5.84		
富 士 通 株 式 会 社	2,500	3.18		
日本証券金融株式会社	825	1.05		
アトラス情報サービス株式会社	500	0.64		
J F E アドバンテック株式会社	500	0.64	3,500	0.58
J F E 電 制 株 式 会 社	500	0.64		
J F E メカニカル株式会社	500	0.64		
中央三井信託銀行株式会社	500	0.64		
J F E 物 流 株 式 会 社	500	0.64		

(4) 企業集団および当社の従業員の状況

当社グループの従業員数は1,563名（前期末比26名減）であります。なお、当社の従業員の状況は以下のとおりであります。

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,343名	22名	40.3才	12.4年

(注) 従業員数には、社外よりの受入出向者404名および、社外への出向者13名を含んでおります。

(5) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社はJ F E スチール株式会社であり、同社は当社の株式を51,165株（議決権比率65.16%）所有しています。当社は、同社の情報システム関連の企画・設計・開発・運營業務を受託しております。

また、J F E スチール株式会社の全株式（議決権比率100%）をジェイ エフ イー ホールディングス株式会社が保有しております。

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KITシステムズ株式会社	200百万円	67.50%	企業向けシステム開発・運用、情報通信機器販売、付帯サービス

(注) 平成18年3月期の連結売上高は33,725百万円(前期比1.0%増)、連結当期純利益は491百万円(前期比126.4%増)であります。

(6) 主要な借入先

借入先	借入額(千円)	借入先が有する当社の株式	
		株式数	持株比率
株式会社みずほコーポレート銀行	900,000	株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	800,000		
中央三井信託銀行株式会社	200,000	500	0.64

(7) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役社長	岩 橋 誠	代表取締役 第1総括部の担当
常務取締役	南 部 正 悟	営業本部長ならびに営業企画推進部、組立製造営業部、プロセス製造営業部の担当
常務取締役	谷 利 修 己	開発本部長ならびにコンサルティング部、SIソリューション第1開発部、SIソリューション第2開発部、システムイノベーション部、ネットワークマネジメントセンターの担当 J-Beatプロジェクトの担当ならびにコンサルティング部長および幕張システムプラザ所長
取 締 役	船 谷 幹 夫	第2事業部門（第2総括部、JFEスチールシステム統合プロジェクト、東京事業所、千葉事業所、西日本事業所、中部事業所）の管掌 東京事業所長ならびに第2総括部、JFEスチールシステム統合プロジェクトの担当
取 締 役	野 村 信 三	千葉事業所長ならびに品質・技術管理部、プロジェクト推進部、TUプロジェクトの担当
取 締 役	野 村 信 三	営業本部副本部長ならびに金融営業部、公共営業部、医療営業部、西日本営業部、ネットワーク基盤・プロダクト営業部、グループ情報化推進部、豊田事業所の担当
取 締 役	稲 井 直 樹	総務部、業務部、企画人事部の担当
取 締 役	浅 野 有一郎	開発本部副本部長ならびに西日本開発部、プロダクトソリューション開発部、ネットワーク基盤開発部の担当
取 締 役	畠 山 廣 造	西日本事業所長ならびに中部事業所の担当
取 締 役	木 下 仁	非常勤
監 査 役	三 浦 克 己	常 勤
監 査 役	戸 部 俊 一	常 勤
監 査 役	内 藤 信 行	非常勤
監 査 役	若 林 荘太郎	非常勤

(注1) 当期中に新たに選任された取締役および監査役

取 締 役 木 下 仁（平成17年6月23日 新任）

監 査 役 三 浦 克 己（平成17年6月23日 新任）

(注2) 当期中に退任した取締役および監査役

取 締 役 三 浦 克 己（平成17年6月23日 退任）

監 査 役 池 田 博（平成17年6月23日 退任）

(注3) 取締役 木下 仁氏および監査役 内藤信行氏は、平成18年3月31日辞任いたしました。

(注4) 戸部俊一、内藤信行、若林荘太郎の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

区分	金額
当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額	11,400千円
の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価として支払うべき金額の合計額	11,400千円
の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	11,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できませんので、の金額にはそれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実 特に記載すべき事項はございません。

(注) 本営業報告書中の表示数字未満の端数の取扱いは、金額については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入としております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	302,847	支払手形及び買掛金	2,419,714
受取手形及び売掛金	6,881,753	短期借入金	2,100,000
たな卸資産	3,249,842	未払金	194,340
繰延税金資産	1,050,444	未払費用	2,310,889
その他	125,778	未払法人税等	436,696
貸倒引当金	11,003	その他	440,667
流動資産合計	11,599,662	流動負債合計	7,902,307
固定資産		固定負債	
有形固定資産		退職給付引当金	451,909
建物	1,343,599	役員退職慰労引当金	14,818
土地	329,763	土地再評価に係る繰延税金負債	8,532
その他	173,586	固定負債合計	475,260
有形固定資産合計	1,846,949	負債合計	8,377,568
無形固定資産		(少数株主持分)	
ソフトウェア	1,107,693	少数株主持分	244,313
その他	301,263	(資本の部)	
無形固定資産合計	1,408,956	資本金	1,390,957
投資その他の資産		資本剰余金	1,959,235
投資有価証券	685,059	利益剰余金	4,356,984
繰延税金資産	199,189	土地再評価差額金	12,535
その他	636,611	その他有価証券評価差額金	1,294
貸倒引当金	36,129	資本合計	7,718,418
投資その他の資産合計	1,484,731		
固定資産合計	4,740,637	負債、少数株主持分及び資本合計	16,340,299
資産合計	16,340,299		

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金	額
売上高		33,725,526
売上原価		28,415,351
売上総利益		5,310,174
販売費及び一般管理費		4,239,208
営業利益		1,070,965
営業外収益		
受取配当金	19,253	
受取手数料	5,662	
債務整理益	10,319	
その他	3,480	38,715
営業外費用		
支払利息	16,277	
たな卸資産廃却損	13,599	
固定資産除却損	35,731	
その他	1,461	67,070
経常利益		1,042,610
特別利益		
退職給付制度終了益	540,022	
投資有価証券売却益	116,241	
貸倒引当金戻入益	2,026	658,290
特別損失		
たな卸資産評価損	666,758	
賠償金	65,000	
会員権評価損	1,620	
子会社事務所移転費用	7,266	740,644
税金等調整前当期純利益		960,256
法人税、住民税及び事業税	487,254	
追徴税額	77,575	
法人税等調整額	128,893	435,936
少数株主利益		32,483
当期純利益		491,836

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

注記事項

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等はK I Tシステムズ株式会社 1社であり、当該子法人等を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

 時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産

 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

 定率法

無形固定資産

 定額法

長期前払費用

 均等償却

ただし、無形固定資産のソフトウェアのうち自社利用分については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込み有効期間(3年内)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子法人等において、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社の退職給付制度は、適格退職年金制度と退職一時金制度を採用しておりましたが、平成17年10月31日に同制度を全面終了し、平成17年11月1日から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しました。本移行に伴い損益計算書に特別利益として退職給付制度終了益を540,022千円計上しております。

- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法
全面時価評価法によっております。
- (6) 連結調整勘定の償却の方法および期間
5年間の均等償却を行っております。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,640,448千円
- (2) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地について再評価を行なっております。
再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部「土地再評価に係る繰延税金負債」に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に基づいております。
 - ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 72,175千円
- (3) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機本体及び周辺機器については、リース契約またはレンタル契約により使用しております。

4. 連結損益計算書関係

- (1) 1株当りの当期純利益 6,263円4銭
- (2) 研究開発費の総額 217,532千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年5月23日

J F Eシステムズ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷上和範 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、J F Eシステムズ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第23期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いJ F Eシステムズ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第23期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月23日

J F E システムズ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 三 浦 克 己 ㊞

監査役(常勤) 戸 部 俊 一 ㊞

監 査 役 若 林 莊 太 郎 ㊞

(注1) 監査役戸部俊一および監査役若林莊太郎は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注2) 内藤信行は、平成18年3月31日をもって、監査役を辞任いたしました。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	58,290	買掛金	1,819,589
受取手形	49,512	短期借入金	1,900,000
売掛金	5,497,048	未払金	258,661
仕掛品	2,249,087	未払費用	2,043,985
貯蔵品	745,316	未払法人税等	378,332
前渡金	29,948	未払消費税等	154,666
前払費用	3,252	前受金	202,521
繰延税金資産	956,000	預り金	33,461
その他	90,056	その他	2,043
貸倒引当金	2,000	流動負債合計	6,793,262
流動資産合計	9,676,512	固定負債	
固定資産		退職給付引当金	47,270
有形固定資産		土地再評価に係る繰延税金負債	8,532
建物	1,333,973	固定負債合計	55,803
機械装置	16	負債合計	6,849,065
車両運搬具	46		
器具及び備品	141,578	(資本の部)	
土地	329,763	資本金	1,390,957
有形固定資産合計	1,805,377	資本剰余金	
無形固定資産		資本準備金	1,959,235
商標権	818	資本剰余金合計	1,959,235
ソフトウェア	1,059,244	利益剰余金	
ソフトウェア仮勘定	244,532	利益準備金	67,800
電気通信施設利用権	1,274	任意積立金	
電話加入権	21,376	別途積立金	3,530,000
無形固定資産合計	1,327,245	当期末処分利益	616,369
投資その他の資産		利益剰余金合計	4,214,169
投資有価証券	657,382	土地再評価差額金	12,535
子会社株式	432,000	資本合計	7,576,898
長期前払費用	331,394		
繰延税金資産	31,000		
敷金・保証金	76,099		
会員権	79,133		
その他	43,061		
貸倒引当金	33,243		
投資その他の資産合計	1,616,828		
固定資産合計	4,749,451		
資産合計	14,425,964	負債資本合計	14,425,964

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てておきます。

損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金	額
売上高		29,490,707
売上原価		25,142,450
売上総利益		4,348,256
販売費及び一般管理費		3,424,761
営業利益		923,495
営業外収益		
受取配当金	32,255	
債務整理益	4,942	
受取手数料	4,735	
その他	3,167	45,100
営業外費用		
支払利息	14,390	
たな卸資産廃却損	13,599	
固定資産資産除却損	35,563	
その他	1,350	64,903
経常利益		903,692
特別利益		
退職給付制度終了益	540,022	
投資有価証券売却益	116,241	656,264
特別損失		
たな卸資産評価損	666,758	
賠償金	65,000	
会員権評価損	1,620	733,378
税引前当期純利益		826,578
法人税、住民税及び事業税	415,424	
追徴税額	77,575	
法人税等調整額	129,000	364,000
当期純利益		462,578
前期繰越利益		153,791
当期末処分利益		616,369

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨ててお
ります。

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

無形固定資産

定額法

長期前払費用

均等償却

ただし、無形固定資産のソフトウェアのうち自社利用分については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込み有効期間(3年内)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

当社の退職給付制度は、適格退職年金制度と退職一時金制度を採用しておりましたが、平成17年10月31日に同制度を全面終了し、平成17年11月1日から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しました。本移行に伴い損益計算書に特別利益として退職給付制度終了益を540,022千円計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

- | | |
|--|-------------|
| (1) 支配株主に対する短期金銭債権 | 1,639,127千円 |
| 支配株主に対する短期金銭債務 | 420,360千円 |
| 子会社に対する短期金銭債権 | 18,131千円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 547,831千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,541,747千円 |
| (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地について再評価を行なっております。
再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部「土地再評価に係る繰延税金負債」に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 | |
| ・再評価の方法 | |
| 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に基づいております。 | |
| ・再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 72,175千円 |
| (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機本体および周辺機器については、リース契約またはレンタル契約により使用しております。 | |

3. 損益計算書関係

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 支配株主に対する売上高 | 12,004,309千円 |
| (2) 子会社に対する売上高 | 22,504千円 |
| (3) 子会社からの仕入高 | 2,764,469千円 |
| (4) 子会社からの固定資産購入高 | 251,652千円 |
| (5) 1株当りの当期純利益 | 5,890円46銭 |
| (6) 研究開発費の総額 | 217,532千円 |

利益処分案

当 期 未 処 分 利 益	616,369,831円
---------------	--------------

これを次のとおり処分します。

利 益 配 当 金	219,884,000円
(1 株 に つ き 2,800 円)	

次 期 繰 越 利 益	396,485,831円
-------------	--------------

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年5月23日

J F Eシステムズ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 俊 介 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、J F Eシステムズ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第23期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第23期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月23日

J F E システムズ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 三 浦 克 己 ㊞

監査役(常勤) 戸 部 俊 一 ㊞

監 査 役 若 林 莊 太 郎 ㊞

(注1) 監査役戸部俊一および監査役若林莊太郎は、「株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律」
第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注2) 内藤信行は、平成18年3月31日をもって、監査役
を辞任いたしました。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第23期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記「添付書類」(22頁)に記載のとおりであります。

当社をとりまく経営環境は依然として厳しく、財務体質の強化、将来の事業展開などを勘案し、引き続き内部留保に努めさせていただきたいと存じます。当期の利益配当金につきましては、株主の皆様にご安定的な配当を実施するという方針のもと、前期と同様1株につき2,800円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由および目的

- (1) 業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都墨田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成18年12月1日に効力を発生することとし、その旨の附則第1条を設けるものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定にもとづき、定款の定めにより、取締役会の決議をもって取締役および監査役の損害賠償責任を法令の定める額を限度として免除できるよう、第28条(責任免除)および第37条(責任免除)を新設するものであります。
なお、第28条の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 意思決定のスピードアップと権限の明確化や、経営の意思決定・監督と業務執行に分離してコーポレートガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を導入するのに伴い、第18条(取締役の員数)を変更し、取締役定員を減員するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることで採用できる制度等に関し、次のとおり変更を行うものであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したとみなされるようになったことから、株主総会においてより充実した情報の開示ができるよう、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

全取締役の同意があり、全監査役にも異議が

ない場合に限り、取締役会の決議を書面または電磁的記録により行うことができるようになったことから、取締役会を機動的に運営できるよう、第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

議決権の行使に関する事項について、定款または取締役会の決議による定めが必要になったことから、第16条（議決権の代理行使）第1項において、代理人の数を1名とさせていただきます。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、定款に定めがあるものとみなされた事項に関して、第4条（機関）および第7条（株券の発行）を新設するとともに、第9条（株主名簿管理人）に所要の変更を行うものであります。

上記のほか、引用条文の変更、用語および一部表現の変更等所要の変更を行うものであります。

- (5) 前各号の変更に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

定款一部変更（案）

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。
	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、338,050株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(基準日) 第 7 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む、以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、338,050株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株式および端株につき株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿、株券喪失登録簿および端株原簿の作成、ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿および端株原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 <条文省略> (新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 <条文省略> <条文省略> (新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 <現行第10条のとおり> (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 <現行第11条のとおり> <現行第11条のとおり> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>(株主総会の議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を1名代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>< 現行第13条 のとおり ></p> <p>(株主総会の議事録) 第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 < 条文省略 > <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 < 現行第16条のとおり > <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>< 条文省略 ></p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>< 現行第16条 のとおり ></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p>
<p>< 条文省略 ></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>< 現行第17条 のとおり ></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会はその決議によって、取締役社長1名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 < 条文省略 > < 条文省略 ></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 < 現行第19条のとおり > < 現行第19条 のとおり ></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 < 条文省略 > <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 < 現行第20条のとおり > <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録) 第22条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 <条文省略> (取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 <条文省略> (監査役の選任方法) 第26条 <条文省略> 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役会決議の目的たる事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録) 第25条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 <現行第23条のとおり> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 <現行第25条のとおり> (監査役の選任方法) 第30条 <現行第26条のとおり> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 <条文省略> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第32条 <条文省略> <u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u> 第33条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 <現行第29条のとおり> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第35条 <現行第32条のとおり> <u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(責任免除) 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度および決算期) 第34条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第35条 <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) 第38条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当の基準日)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 第3条(本店の所在地)は、平成18年12月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は期日経過後これを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役船谷幹夫、稲井直樹、浅野有一郎、畠山廣造の4氏が任期満了となり、また野村信三氏は辞任いたします。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
にしかわ ひろし 西川 廣 (昭和28年9月15日生)	昭和54年4月 川崎製鉄株式会社入社 平成13年7月 同社千葉製鉄所製鋼部長 平成15年4月 JFEスチール株式会社東 日本製鉄所(千葉地区)工 程部長 平成17年4月 同社東日本製鉄所工程部長 (理事) 平成18年4月 同社IT改革推進部長(理 事)、現在にいたる	0株

- (注) 1. 上記の取締役候補者は、当社との間で特別の利害関係はありません。
 2. 西川廣氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
にしぐち あきら 西口 映 (昭和33年7月30日生)	昭和58年4月 日本鋼管株式会社入社 平成18年4月 JFEスチール株式会社IT 改革推進部主任部員(部長)現在にいたる	0株

(注)1. 上記の監査役候補者は、当社との間で特別の利害関係はありません。

2. 西口映氏は、社外監査役の候補者であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成10年6月30日開催の第15回定時株主総会において、「年額金200,000千円以内」として承認され、現在に至っておりますが、第2号議案および第3号議案をご承認いただいた場合の取締役の減員事情を勘案し、取締役の報酬額を「年額金150,000千円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は8名でございますが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役は4名となります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される船谷幹夫氏、稲井直樹氏、浅野有一郎氏および畠山廣造氏、取締役を辞任される野村信三氏に、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期・方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
ふな 谷 幹 夫 の 村 信 三	平成8年6月 当社取締役、現在にいたる
いな 稲 井 直 樹	平成14年6月 当社取締役、現在にいたる
あさ の 浅 野 有 一 郎	平成14年6月 当社取締役、現在にいたる
はたけ 畠 山 廣 造	平成16年6月 当社取締役、現在にいたる

以上

【インターネットによる議決権行使について】

<ご利用方法>

・当社の指定する下記の議決権行使専用ウェブサイト
にアクセスしてください。

[ウェブサイトアドレス] <http://www.web54.net>

・議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コード
およびパスワードが必要となります。

・上記パスワードを株主様のご任意のパスワードにご
変更のうえ、画面の案内に沿ってご行使ください。

議決権をインターネットにより行使される場合は、
下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い
申し上げます。

1. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成18年6
月22日(木曜日)午後5時までに行使されたもの
を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより二重に議決権が行使
された場合は、インターネットによるものを有効
な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより、複数回、議決権行使をさ
れた場合は、最後に行われたものを有効な議決権
行使としてお取り扱いいたします。

2. パスワードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主ご本人であ
ることを確認する手段です。届出印や暗証番号と
同様に大切に保管願います。なお、お電話等によ
るパスワードのご照会にはお答えできません。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックさ
れ使用できなくなります。ロックされてしまった
場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。
- (3) 今回のご案内する議決権行使コードおよびパスワ
ードは、本株主総会に関して有効です。(次回株主
総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパ
スワードを発行いたします。)

3. システムに係る条件

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2以降
 - ② Adobe® Reader® Ver. 4.0以降（株主総会招集ご通知や営業報告書をインターネット上でご欄にならない場合を除く。）

※ Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe® Reader®はアドビシステムズ社の、それぞれ米国および/または各国での登録商標または商品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (4) 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。
- (5) お勤め先の会社等からインターネットに接続される場合、ファイア・ウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問合せ先について

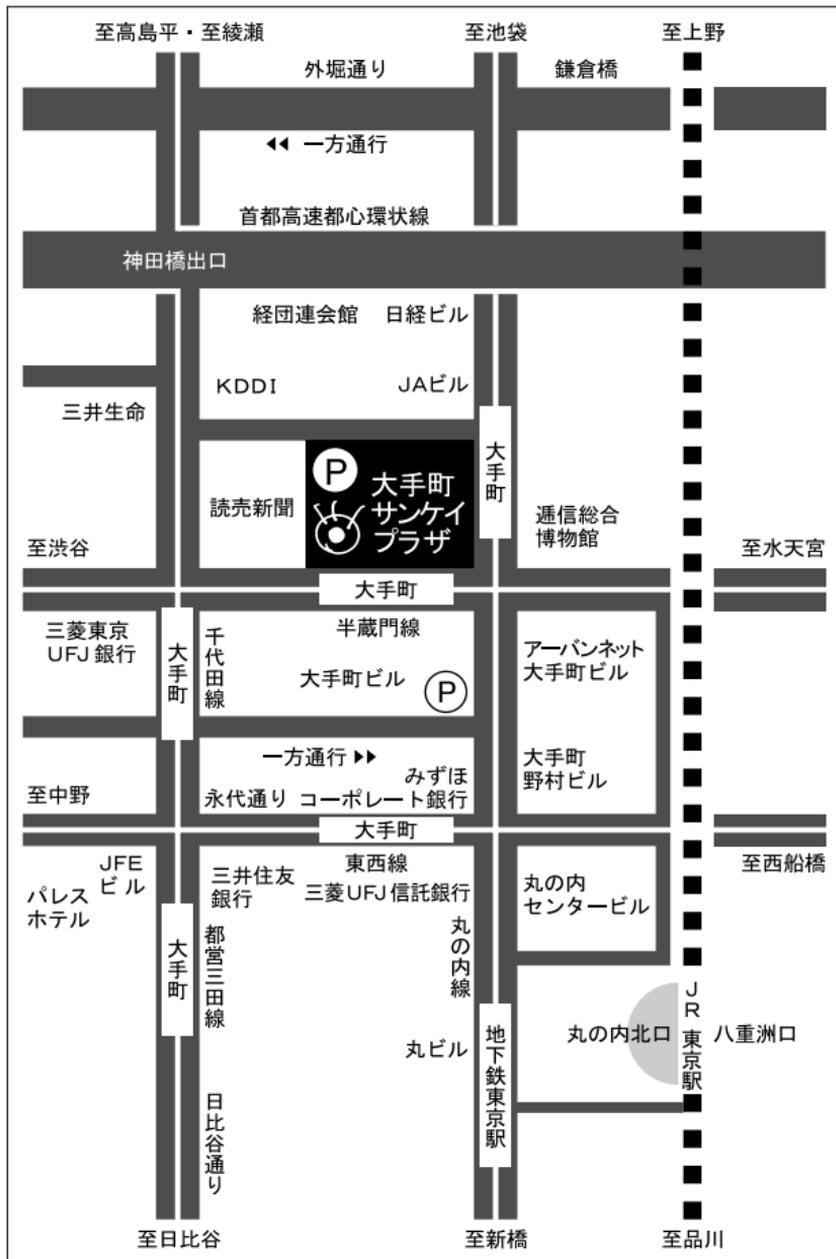
- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問合せください。

中央三井信託銀行 証券代行部ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-65-2031（フリーダイヤル）
（受付時間 土日休日を除く午前9時～午後9時）
- (2) その他のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問合せください。

中央三井信託銀行 証券代行部
[電話] 0120-78-2031（フリーダイヤル）
（受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時）

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
 東京サンケイビル3階
 大手町サンケイプラザ 311号室～312号室
 電話 03(3273)2258～9



地下鉄

丸ノ内線
 半蔵門線
 千代田線
 東西線
 都営三田線

大手町駅下車 A4・E1出口直結

J R

東京駅下車

丸の内北口より徒歩7分